

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇五 略」</p> <p>六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号まで 規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 略」 「七〇九 略」</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」 「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」 イ 「同上」 ロ 自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号まで （自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。） 規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〇リ 同上」 「七〇九 同上」</p> <p>4 「同上」 「同上」</p> <p>一 「同上」 「イ・ロ 同上」</p>

ハ

リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

ハ

信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

己資本比率告示第四百二十第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ニ・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕又 略〕

〔三・四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)・(11) 略〕

ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の

四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 略〕

六 略〕

七 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエ

〔ト〕又 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1)～(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)・(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

(1)・(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

六 〔同上〕

七 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

クスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八	「略」
5	「略」 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)
第三条	「略」
2	「略」
3	第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇六 略」
七	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ	「略」
ロ	自己資本比率告示第二百二十四条第一項第一号から第四号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要
	「ハ〇リ 略」
	「八〇十 略」
4	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一	「略」
二	自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」
ハ	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの

八	「同上」
5	「同上」 (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)
第三条	「同上」
2	「同上」
3	「同上」 「一〇六 同上」
七	「同上」
イ	「同上」
ロ	自己資本比率告示第二百五条第四項第三号から第六号まで(自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
	「ハ〇リ 同上」
	「八〇十 同上」
4	「同上」
一	「同上」
二	「同上」 「イ・ロ 同上」
ハ	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三條第二項第二号、第二百二十四條（自己資本比率告示第九十九條及び第百一條において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四條の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九條及び第百一條において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〜ヌ 略〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕(8) 略〕

〔二・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〜ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三條第二項第二号及び第百二十三條第一項（自己資本比率告示第九十九條、第百一條及び第百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〜ヌ 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕(8) 同上〕

- (9) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 〔10〕・〔11〕 略
- ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- 〔1〕・〔2〕 略
- (3) 自己資本比率告示第二百二十四条並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 〔略〕
- 七 〔略〕
- 八 〔略〕
- イ 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出し

- (9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 〔10〕・〔11〕 同上
- ロ 〔同上〕
- 〔1〕・〔2〕 同上
- (3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 〔同上〕
- 七 〔同上〕
- 八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ハ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
---	-----------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。